

「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛染会(以下「この法人」という。)の定款第8条、第21条、第28条及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれるものをいう。
- (6) 顧問とは定款第28条に基づき置かれる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、報酬、及び退職手当を支給し、賞与は支給しない。
 - (2) 常勤役員の報酬は別表のとおりとし、各役員の具体的な金額については理事会が決定する。
 - (3) 常勤役員、評議員選任解任委員で使用者としての立場を有する者に対しては、役員報酬及び委員報酬は支給しない。
 - (4) 非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬は別表のとおりとする。
 - (5) 常勤役員の退職手当は、円満に任期を満了、辞任、死亡により退任した者に支給することとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
退職手当は、別紙により算出し、支給額は理事会にて決定する。
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。

(費用弁償)

第4条 常勤役員には、通勤に要する費用及び市内外の日帰り出張等に要する費用として、給油カードを貸与し、費用弁償する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

別表1 常勤役員の報酬

理事長報酬は、月額 400,000 円であることから、理事長の年間報酬額は年間 500 万を限度とする。

別表2 非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員、顧問の報酬

理 事 ～理事会出席の都度、日当として1人一律10,000円

監 事 ～理事会、評議員会、監事会等の出席の都度、日当として
1人一律10,000円

評議員 ～評議員会出席の都度、日当として1人一律10,000円

評議員選任・解任委員
～委員会出席の都度、日当として1人一律10,000円

顧 問 ～理事会、評議員会、監事会等の出席の都度、日当として
10,000円